

環境法政策レポート

DAIKAN

CONTENTS	「環境法政策を読む」 有害廃棄物等越境移動の規制 2
----------	-------------------------------

「環境法政策を読む」 有害廃棄物等越境移動の規制 2

中央環境審議会循環型社会部会

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制の在り方に関する専門委員会

産業構造審議会産業技術環境分科会

廃棄物・リサイクル小委員会有害廃棄物等越境移動ワーキンググループ

第4回合同会議

1月31日第4回会議で承認された報告書が、3日の中央環境審議会循環型社会部会で審議、意見具申として環境大臣に提出された。具体化するための法改正が2018年度中に予定されている。

これらの手続きに先駆けて、使用済鉛蓄電池等の輸出に関する環境上適正な管理の確保の審査に係る当面の対応が行われる。2月7日から3月3日までパブリックコメントが実施されており、3月公布、6月施行の予定である。

□ 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律関係改正案【抜粋】

「地域及び特定有害廃棄物等を定める省令案」〔法第4条2項〕

環境大臣の確認の対象となる OECD 加盟国向けに輸出する特定有害廃棄物等として、再生利用目的で輸出される鉛蓄電池を加える。

「事前確認の基本的事項を定める告示案」〔法第3条1~4号〕

OECD 加盟国に鉛蓄電池を輸出する場合に、輸出に係る環境汚染を防止するために必要な措置を講じているかどうか環境大臣が確認するため、以下の基本的事項を定める。

- ① 輸出について輸入国及び加盟国である通過国から書面による同意を得ていること。(以下略)
- ② 輸出者、運搬者、輸入者及び処分者の間の書面による契約(以下略)。契約に、環境の保全上適正な運搬及び処分が行われること、完了できないときに代替的に運搬又は処分を行う者及び費用負担に関する事項が含まれていること。
- ③ 運搬者及び処分者が鉛蓄電池を環境保全上適正に運搬及び処分する能力を有しており、環境保全上の基準を満たすことが確実であると認められること。

「環境法政策を読む」 有害廃棄物等越境移動の規制 2

- ④ 保険、供託金その他の保証が義務付けられている場合には必要な措置が講じられていること、又は鉛蓄電池の輸出、運搬及び処分を確実に実施するに足る経理的基礎及び技術的能力を有すること。
- ⑤ その他理事会決定の的確かつ円滑な実施のために必要な事項に適合していること。

□ 特定有害廃棄物等の輸出承認についての改正案【抜粋】

「特定有害廃棄物等の輸出承認について」〔輸出貿易管理令第2条に基づく通達〕

使用済鉛蓄電池のリサイクル目的の輸出について、環境の汚染を防止する措置等に関する事項について厳格に審査するための申請書類や承認基準を追加する。

3(2) 輸出承認申請の際の添付書類(省略)

4(2) OECD 省令(鉛蓄電池に限る)の OECD 加盟国向けの輸出承認

- ① 輸入国及び OECD 加盟国である通過国からの書面による同意を得ていること
- ② 契約書(環境保全上適正な運搬及び処分の実施の明記、完了できない場合の代替及び経費負担)
- ③ 保険、供託金その他保証を義務付けている場合はその措置、義務付けていない場合は経理的能力
- ④ 環境大臣から環境汚染を防止する措置が講じられていることを確認した通知をうけていること。
- ⑤ その他経済開発協力機構の回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規制に関する理事会決定の的確かつ円滑な実施のために必要な事項に適合していること。

□ 既に輸出承認がなされた案件で不適正処理が疑われる場合の措置(報告)【抜粋】 (平成29年1月措置済み)

- ① 輸出注意事項の改正:「本輸出承認証により輸出する貨物が環境上適正な処理がなされないおそれがあるとして経済産業大臣から求めがあった場合には、速やかに経済産業大臣に報告し、その指示にしたがうこと」(5 承認の条件)を追加した。
- ② 基本告示の改正:「環境省は、特定有害廃棄物等の輸出、運搬又は処分に係り環境の汚染を防止するために必要な措置が適正に実施されないおそれがあると認められるときは、輸入国又は加盟国である通過国の権限ある当局に照会する等の必要な情報収集を行うこと」(3 権限ある当局)を追加した。

■ 事業者における留意点

合同会議報告書において、我が国から大量の使用済鉛蓄電池が輸出されていた韓国において不適正処理が発覚したことを踏まえ、特に、使用済鉛蓄電池の輸出に関する具体的な措置を「他の見直しに先駆けて講ずるべき」とされた。また、輸出承認がなされた案件についても見直しの方向性が示された。当面の具体的な対応措置として上記、「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第4条第2項の地域及び特定有害廃棄物等を定める省令」(仕向地等省令)、並びに「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第3条第1号から4号までに掲げる事項」(基本告示)及び「特定有害廃棄物等の輸出承認について」(輸出注意事項)の改正手続きが進められている。輸出先国における不適正処理事案の発生を未然に防止する効果が見込まれている。事業者として、環境上適正な管理が確保されるかどうかは、バーゼル法改正全体の議論につながるものであり、動向に注視していく必要がある。